

御前崎市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び御前崎市景観条例（令和7年御前崎市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(市民等による景観計画の提案)

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第2号）に、別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行わなければならない。

(届出を要する行為)

第5条 条例第9条第1項第1号の規則で定める土地の区画形質の変更は、御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成17年御前崎市告示第83号）の第3条に該当するものとし、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める木竹の伐採は、別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第10条第1項第1号の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物の建築等とする。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める行為は、別表第4の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の工作物の建設等とする。

3 条例第10条第1項第3号の規則で定める行為は、別表第5の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

(条例第10条第1項第4号の規則で定める行為)

第7条 条例第10条第1項第4号の規則で定める行為は、仮設の建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等（仮設の期間が1年を超えるものを除く。）をいう。）とする。

(行為の変更の届出)

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第3号）に別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の図書又は書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(事前協議)

第9条 条例第12条第1項の事前協議（次項において「協議」という。）をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の30日前までにしなければならない。

3 市長は、条例第12条第4項の規定による指導をするときは、景観計画区域内行為事前協議指導通知書（様式第5号）により行う。

(国又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第10条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第6号）に、別表第6に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(景観形成基準の適合通知)

第11条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、法第18条第1項に規定する行為の着手制限の期間を当該通知の日まで短縮するものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮)

第12条 市長は、法第18条第2項の規定により前条第2項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(行為の完了の届出)

第13条 条例第14条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該届出に係る行為を完了したことを示す写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(勧告)

第14条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

る。

(命令)

第15条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第11号）により行うものとする。

(期間延長等の通知)

第16条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（様式第12号）により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第17条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第13号）により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 個人にあつては氏名、法人にあつては名称及び代表者氏名
- (2) 個人にあつては住所、法人にあつては所在地
- (3) 勧告の要旨
- (4) その他必要な事項

2 条例第17条第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、公表通知書（様式第14号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第17条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、御前崎市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年御前崎市規則第14号）第2章の規定の例による。

4 条例第17条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対しその旨を通知するものとする。

(身分証明書)

第19条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項前段において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案)

第20条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第16号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第17号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第21条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第18号）により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(告示事項及び標識の設置)

第22条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観重要建造物等の指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物等の所在地

2 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定による規則で定める標識には、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第23条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第19号）を提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項及び第31条第1項の規定による許可を行ったときは、景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書（様式第20号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、現状変更の許可をしないときは、景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書（様式第21号）により通知するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更行為の完了等の報告)

第24条 前条第2項の規定により現状変更の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、景観重要建造物（樹木）現状変更行為完了・中止報告書（様式第22号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第25条 法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書（様式第23号）により行うものとする。

(原状回復等に係る届出)

第26条 法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた者が当該原状回復等を行ったときは、景観重要建造物（樹木）原状回復等完了届出書（様式第24号）に原状回復等が完了したことを確認できる書類を添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第27条 法第26条及び第34条の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）管理命令書（様式第25号）により行うものとする。

2 法第26条及び第34条の規定による勧告は、景観重要建造物（樹木）管理勧告書（様式第26号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定解除の通知)

第28条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び第35条第3項において準用

する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第27号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第29条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第28号）により行うものとする。

（景観審議会の会長及び副会長）

第30条 御前崎市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第32条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

（審議会の庶務）

第33条 審議会の庶務は、条例を所管する課において処理する。

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条、第9条関係）

行為	図書	
	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種

	図又は完成予想図	類、各色の使用面積及びマンセル値)
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第11号 に規定する 行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面 図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺

別表第2（第5条関係）

地区		規模
景観計画重点地区（朝比奈地区）	眺望景観特別保全エリア及び眺望景観保全エリア	事業区域の面積が1,000㎡以上

別表第3（第6条関係）

地区	規模
景観計画区域 （景観計画重点地区を除く。）	次のいずれかに該当するもの （1） 建築物の高さが10メートル以下又は延べ面積が1,000平方メートル未満のもの（増築する場合にあっては、増築後の高さ及び延べ面積） （2） 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
御前崎地区景観計画重点地区（沿道景観保全エリアに限る。）及び 朝比奈地区景観計画重点地区（眺望景観特別保全エリアに限る。）	次のいずれかに該当するもの （1） 建築物の高さが10メートル以下又は延べ面積が200平方メートル以下のもの（増築する場合にあっては、増築後の高さ及び延べ面積） （2） 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの

る。)	
御前崎地区景観計画 重点地区（眺望景観 保全エリアに限 る。）及び朝比奈地 区景観計画重点地区 （眺望景観保全エリ アに限る。）	次のいずれかに該当するもの （１） 建築物の高さが10メートル以下又は延べ面積が 500平方メートル未満のもの（増築する場合にあって は、増築後の高さ及び延べ面積） （２） 建築物の外観を変更することとなる修繕若しく は模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積 が2分の1未満のもの
御前崎地区景観計画 重点地区（港湾景観 保全エリアに限 る。）及び朝比奈地 区景観計画重点地区 （眺望景観配慮エリ アに限る。）	次のいずれかに該当するもの （１） 建築物の高さが10メートル以下又は延べ面積が 1,000平方メートル未満のもの（増築する場合にあって は、増築後の高さ及び延べ面積） （２） 建築物の外観を変更することとなる修繕若しく は模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積 が2分の1未満のもの

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2
条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第4（第6条関係）

地区	種類	規模
景観計画区域（景 観計画重点地区を 除く。）	垣、柵、塀、擁壁その 他これらに類するもの	次のいずれかに該当する もの （１） 高さ3メートル以 下のもの（増築する場合 にあっては、増築後の高 さ） （２） 工作物の外観を変 更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の 変更で、変更する部分の 見付面積が2分の1未満 のもの
	（１） 煙突、排気塔そ	次のいずれかに該当する

	の他これらに類するもの (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの (4) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの (5) 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの (7) 風力発電施設その他これらに類するもの	もの (1) 高さ10メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	太陽光発電設備その他これに類するもの	事業面積が1,000平方メートル未満のもの
	自動販売機その他これらに類するもの	全ての自動販売機
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれ	市長が別に定めるもの

	があると市長が認めたもの	
御前崎地区景観計画重点地区（沿道景観保全エリアに限る。）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの （１） 高さ３メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） （２） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が２分の１未満のもの
	（１） 煙突、排気塔その他これらに類するもの （２） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの （３） 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの （４） コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの （５） 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの （６） 電気供給のための電線路、有線電気通	次のいずれかに該当するもの （１） 高さ１０メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） （２） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が２分の１未満のもの

	信の線路、空中線系 （その支持物を含む） その他これらに類するもの （7） 風力発電施設 その他これらに類するもの	
	太陽光発電設備その他 これに類するもの	事業面積が1,000平方メートル未満のもの
	自動販売機その他これらに類するもの	自然公園区域外に設置するもの
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの	市長が別に定めるもの
御前崎地区景観計画重点地区（沿道景観保全エリアを除く。）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの （1） 高さ3メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） （2） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	（1） 煙突、排気塔その他これらに類するもの （2） 鉄筋コンクリー	次のいずれかに該当するもの （1） 高さ10メートル以下のもの（増築する場合

	ト造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの (3) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの (4) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの (5) 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む） その他これらに類するもの (7) 風力発電施設その他これらに類するもの	にあつては、増築後の高さ) (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	太陽光発電設備その他これに類するもの	事業面積が1,000平方メートル未満のもの
	自動販売機その他これらに類するもの	全ての自動販売機
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの	市長が別に定めるもの

朝比奈地区景観計画重点地区（眺望景観特別保全エリアに限る。）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの （１） 高さ３メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） （２） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が２分の１未満のもの
	（１） 煙突、排気塔その他これらに類するもの （２） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの （３） 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの （４） コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの （５） 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの （６） 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む）	次のいずれかに該当するもの （１） 高さ１０メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） （２） 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が２分の１未満のもの

	その他これらに類するもの (7) 風力発電施設その他これらに類するもの	
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの	市長が別に定めるもの
朝比奈地区景観計画重点地区（眺望景観保全エリアに限る。）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ3メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの (4) コンクリートブ	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ10メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満

	ラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの (5) 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの (7) 風力発電施設その他これらに類するもの	のもの
	太陽光発電設備その他これに類するもの	事業面積が500平方メートル未満のもの
	自動販売機その他これらに類するもの	全ての自動販売機
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの	市長が別に定めるもの
朝比奈地区景観計画重点地区（眺望景観保全エリア及び眺望景観特別保全エリアを除く。）	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ3メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） (2) 工作物の外観を変

		更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (3) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの (4) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの (5) 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設その他これらに類するもの (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの (7) 風力発電施設その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ10メートル以下のもの（増築する場合には、増築後の高さ） (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が2分の1未満のもの
	太陽光発電設備その他これに類するもの	事業面積が1,000平方メートル未満のもの

	自動販売機その他これらに類するもの	全ての自動販売機
	この表に掲げるもののほか、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの	市長が別に定めるもの

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第5（第6条関係）

地区		規模
景観計画区域 （景観計画重点地区を除く。）	都市計画区域	開発区域の面積が3,000㎡以上
	都市計画区域外	開発区域の面積が10,000㎡以上
景観計画重点地区 （御前崎地区）	都市計画区域	開発区域の面積が3,000㎡以上
景観計画重点地区 （朝比奈地区）	都市計画区域	開発区域の面積が3,000㎡以上
	都市計画区域外	開発区域の面積が10,000㎡以上

別表第6（第10条関係）

図書

位置図	方位及び行為地の付近見取図
措置状況を記載した書類	国、静岡県等が色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
現況写真	行為地及びその周辺

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 1 号（第 3 条関係）

景観計画提案書

年 月 日

御前崎市長 様

提案者 住 所
氏 名 印
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号

景観法第11条第 1 項（第 2 項）の規定による景観計画の策定（変更）の提案をしたいので、第 3 条の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

- 1 景観計画の策定（変更）の素案
- 2 景観法第11条第 3 項に規定する同意を得たことの証拠書類

(御前崎市記入欄)

受付番号	
------	--

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

御前崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 (法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号

建築物等の 名称						
行為の場所	区域区分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外				
	地番	御前崎市				
設計者※	郵便番号					
	住 所					
	事務所名	（電話 ）				
	氏 名					
施工者※ (予定)	郵便番号					
	住 所					
	事務所名	（電話 ）				
	氏 名					
行為の期間	着手予定	年	月	日		
	完了予定	年	月	日		

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(御前崎市記入欄)

受付番号	
------	--

(裏)

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）		
	工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）		
	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	☐ 木竹の伐採			
建築物の概要	用途			
	構造			
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高高さ	m	m	m
	工作物を含めた高さの合計		m	
	外観の変更に係る部分の見付面積		m ²	
		仕上材	色彩（マンセル値）	
	外装			
屋根				
工作物の概要	種類			
	構造			
	規模 （高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、 届出対象行為の要件に該当するもの）			
	外観の変更に係る部分の見付面積		m ²	
	仕上材			
	色彩（マンセル値）			
開発行為の概要	区域の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容	m		

様式第 3 号（第 8 条関係）
様式第 3 号（第 8 条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

御前崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 ②
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで景観法第16条第 1 項の規定により届け出た事項を変更したい
ので、同条第 2 項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号	
建築物等の 名称		
行為の場所	区域区 分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外
	地番	御前崎市
変更内容		

様式第 4 号（第 9 条関係）
様式第 4 号（第 9 条関係）

景観計画区域内行為事前協議申出書

年 月 日

御前崎市長 様

申出者 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

景観計画区域内において予定する行為について、事前協議をしたいので、御前崎市景観条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり事前協議の申出をします。

建築物等の 名称			
行為の場所	区域区分	行為の場所	
	地番	御前崎市	
設計者※	郵便番号 住 所 事務所名（電話 ） 氏 名		
施工者※ （予定）	郵便番号 住 所 事務所名（電話 ） 氏 名		
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

（御前崎市記入欄）

受付番号	
------	--

(表)

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）					
	工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）					
	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為						
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
	☐ 木竹の伐採						
建築物の概要	用途						
	構造						
		届出部分	既存部分	合計			
	敷地面積	m ²	m ²	m ²			
	建築面積	m ²	m ²	m ²			
	延べ面積	m ²	m ²	m ²			
	最高高さ	m	m	m			
	工作物を含めた高さの合計			m			
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²			
		仕上材	色彩（マンセル値）				
	外装						
	屋根						
工作物の概要	種類						
	構造						
	規模 （高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、届出対象行為の要件に該当するもの）						
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²					
	仕上材						
	色彩（マンセル値）						
開発行為の概要	区域の面積	m ²					
	行為の目的						
	行為の内容						
その他の行為の概要	行為の面積	m ²					
	行為の目的						
	行為の内容	m					

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

景観計画区域内行為事前協議指導通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで御前崎市景観条例第12条第 1 項の規定による協議の申出のあった行為について、次のとおり指導しますので、第 9 条第 3 項の規定により通知します。

建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外
	地番	御前崎市
行為予定者	郵便番号 住 所 事務所名 （電話 ） 氏 名	
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
指導内容		
備考		

様式第 6 号（第10条関係）

様式第 6 号（第10条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

第 号
年 月 日

御前崎市長 様

通知者 住 所
機 関 名
代表者名 印
電話番号

景観計画区域内における行為について、景観法第18条第 5 項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。

建築物等の 名称			
行為の場所	区域区分	行為の場所	
	地番	御前崎市	
設計者※	郵便番号		
	住 所		
	事務所名	(電話)	
	氏 名		
施工者※ (予定)	郵便番号		
	住 所		
	事務所名	(電話)	
	氏 名		
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日

(御前崎市記入欄)

受付番号	
------	--

(裏)

行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更 (☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩)		
	工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1/2以上の変更 (☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩)		
	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	☐ 木竹の伐採			
建築物の 概要	用途			
	構造			
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高高さ	m	m	m
	工作物を含めた高さの合計			m
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
		仕上材	色彩 (マンセル値)	
	外装			
	屋根			
工作物の 概要	種類			
	構造			
	規模 (高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
	仕上材			
	色彩 (マンセル値)			
開発行為の 概要	区域の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の 行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容	m		

様式第 7 号（第11条関係）

様式第 7 号（第11条関係）

景観形成基準適合通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで景観法第16条第 1 項（第 2 項）の規定により届出のあった行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので、第11条第 1 項の規定により、通知します。なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

受付番号	第 号	
建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外
	地番	御前崎市
行為の種類		
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
留意事項		

様式第 8 号（第12条関係）

様式第 8 号（第12条関係）

行為の着手を制限する期間の短縮通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第18条第 2 項の規定により、行為の着手を制限する期間を短縮するので、次のとおり通知します。

なお、行為の着手に当たっては、指導助言事項に配慮してください。

景観計画区域内における行為の届出年月日	年 月 日
建築物等の名称	
行為の場所	御前崎市
短縮前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
短縮後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
短縮の理由	
指導助言事項	

様式第 9 号（第13条関係）
様式第 9 号（第13条関係）

景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

御前崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑤
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで景観法第16条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、御前崎市景観条例第14条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号	
行為の場所	区域区分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外
	地番	御前崎市
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の 1 / 2 以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の 1 / 2 以上の変更（ ☐ 修繕、 ☐ 模様替え、 ☐ 色彩）
	☐ 都市計画法第 4 条第12項に規定する開発行為	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	☐ 木竹の伐採	
	完了日	年 月 日
供用開始予定日	年 月 日	

様式第10号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、御前崎市景観条例第17条第1項の規定により、氏名、住所等を公表することがあります。

受付番号	第 号	
建築物等の名称		
行為の場所	区域区分	☐ 重点地区内（ 地区） ☐ 重点地区外
	地番	御前崎市
行為の種類		
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
適合しないと認められる理由		
とるべき措置		
履行期限	年 月 日	
報告期限	年 月 日	

※ とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

様式第11号（第15条関係）
様式第11号（第15条関係）

変更命令書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反したときは、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象 となる行為	
命令の理由	
とるべき 措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

※ とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

（注）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御前崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御前崎市を被告として（訴訟において御前崎市を代表する者は御前崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第16条関係）

様式第12号（第16条関係）

期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を次のとおり延長したので通知します。

受付番号	第 号
行為の場所	
届出のあった 行為の種類	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	

様式第13号（第17条関係）

様式第13号（第17条関係）

原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付け 第 号による変更等の命令に係る行為について、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象 となる行為	
命令の理由	
とるべき 措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御前崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御前崎市を被告として（訴訟において御前崎市を代表する者は御前崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第18条関係）
様式第14号（第18条関係）

公表通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付け 第 号により、景観法第16条第3項の規定に基づく勧告を行いましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、御前崎市景観条例第17条第1項の規定により、次のとおりその旨を公表するので、通知します。

なお、同条例第17条第2項の規定により意見を述べることを希望する場合は、その旨を 年 月 日までに書面により申し出てください。

公表の方法	
公表の理由	

様式第15号（第19条関係）

様式第15号（第19条関係）

第 号
年 月 日交付

身分証明書

所属
職名
氏名

上記の者は、景観法第 17 条第 6 項若しくは同法第 23 条第 2 項（同法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第 17 条第 7 項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。

様式第16号（第20条関係）
様式第16号（第20条関係）

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

御前崎市長 様

住所（所在地）
提案者 氏名（名称及び代表者氏名） 印

景観重要建造物の指定について、景観法第20条第1項（第2項）の規定により、次のとおり提案します。

建造物の名称	
建造物の所在地	
建造物の外観の特徴	

様式第17号（第20条関係）
様式第17号（第20条関係）

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

御前崎市長 様

住所（所在地）
提案者 氏名（名称及び代表者氏名） 印

景観重要樹木の指定について、景観法第29条第1項（第2項）の規定により、次のとおり提案
します。

樹木の樹種	
樹木の所在地	
樹木の特徴	

様式第18号（第21条関係）

様式第18号（第21条関係）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

年 月 日

様

御前崎市長 印

景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、次のとおり景観重要建造物（樹木）に指定したので、通知します。

指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	御前崎市	
所有者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
指定の理由等		

様式第19号（第23条関係）

様式第19号（第23条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名 ②
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

区分	☐ 景観重要建造物		☐ 景観重要樹木
指定番号	第 号		
指定年月日	年 月 日		
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）			
所在地	御前崎市		
所有者の住所及び氏名	住 所		
	氏 名		
設計者※	郵便番号		
	住 所		
	事務所名	（電話 ）	
	氏 名		
施工者※ （予定）	郵便番号		
	住 所		
	事務所名	（電話 ）	
	氏 名		

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(裏)

現状変更行為の 予定期間	着手予定 完了予定	年 月 日 年 月 日
現状変更行為の内 容 及び理由		

(備考)

添付する関係図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた写真
- 2 その他市長が当該現状変更申請に必要と認める図書

様式第20号（第23条関係）

様式第20号（第23条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、
景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次の条件を付して許可します。

区分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）	
所在地	御前崎市
現状変更の内容	
許可条件	

様式第21号（第23条関係）

様式第21号（第23条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、次のとおり不許可とします。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	御前崎市	
不許可の理由		

（注）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御前崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御前崎市を被告として（訴訟において御前崎市を代表する者は御前崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第24条関係）

様式第22号（第24条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更行為完了・中止報告書

年 月 日

御前崎市長 様

報告者 住 所
氏 名 印
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号により許可を受けた行為を完了し・中止したので、第19条の規定により、次のとおり報告します。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	御前崎市	
着手年月日	年	月 日
完了（中止）年月日	年	月 日
（中止の場合） その理由		

様式第23号（第25条関係）

様式第23号（第25条関係）

景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定又は同法第22条第3項（同法第31条第2項において準用する第22条第3項）の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項（同法第32条第1において準用する第23条第1項）の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	御前崎市	
命令の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御前崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御前崎市を被告として（訴訟において御前崎市を代表する者は御前崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号（第26条関係）

様式第24号（第26条関係）

景観重要建造物（樹木）原状回復等完了届出書

年 月 日

御前崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号により命じられた原状回復等を行ったので、第27条2項の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)	
所在地	御前崎市
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
原状回復等の内容	

様式第25号（第27条関係）

様式第25号（第27条関係）

景観重要建造物（樹木）管理命令書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	御前崎市	
命令の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御前崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、御前崎市を被告として（訴訟において御前崎市を代表する者は御前崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第26号（第27条関係）
様式第26号（第27条関係）

景観重要建造物（樹木）管理勧告書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	御前崎市	
勧告の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

様式第27号（第28条関係）

様式第27号（第28条関係）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 印

景観法第35条第1項の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、次のとおり通知します。

区分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	御前崎市	
所有者の氏名及び住所	住所	
	氏名	
指定解除年月日	年 月 日	
指定解除の理由		

様式第28号（第29条関係）
様式第28号（第29条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

御前崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 ②
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

景観重要建造物（樹木）の所有者の変更をしたので、景観法第43条の規定により、次のとおり
届け出ます。

区分	☐ 景観重要建造物	☐ 景観重要樹木
指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	御前崎市	
旧所有者の 氏名及び住所	住所	
	氏名	
新所有者の 氏名及び住所	住所	
	氏名	
所有者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		